

現場の安全かわらばん

第17号

発行日:平成21年10月23日

発行元:宮城県土木部事業管理課

安全のトピックス

- ・11月11日に東北地方工事安全施工推進大会SAFETY2009が開催されます
- ・11月13日に建災防主催の石綿ばく露防止対策講習会が開催されます。
- ・11月19日に大河原合同庁舎で安全講習会が開催されます。



安全管理組織を強化して安全管理の充実を！

■事故の発生状況

今年の県工事における事故の発生状況は、昨年に比べ今のところ減少傾向にあります。死亡事故、重大災害も発生しておらず、皆様の取り組みの成果が上がってきていると感じております。2年前には、作業手順書等の作成状況やリスクアセスメント（以後RA）の取り組み状況を確認したところ、あまり浸透していない状況でしたが、最近はRAの取り組みも浸透してきていることが実感できます。現在KYと合わせたRAが主流ですが、計画段階からのRAにも取り組み、会社として情報共有して頂ければ更に効果が上がると思います。

■統括安全管理体制

今年の安全講習会のテーマとして「事故防止対策から見た施工計画書」という題で各地でお話させて頂いております。その中で安全管理組織を説明しております。提出される施工計画書において安全管理組織を十分理解されていない場合があります。例えば現場組織図と混同していたり、統括安全衛生責任者を配置しているのに、下請に安全衛生責任者を配置していません。事例です。

建設工事においては50人未満の現場でも統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者に準ずる者を

配置して安全衛生管理の充実を図ることとなっています。その時は当然各下請にも安全衛生責任者を配置することとなります。施工体系図にも安全衛生責任者の氏名を記載する欄がありますが、以前は配置する必要が無い場合は省略して良いと専門技術者と同様に※印が記載されていましたが、現在は改正されて記載が無くなっています。配置された方は、書類上だけでなく、その役割を十分理解しその役目を果たして頂きたいと思えます。

■安全衛生委員会

同じく組織図によく入っているのが安全衛生委員会です。現場の組織図に組み込まれて、あたかも上部組織のように記載されていますが、安全衛生委員会は労使一体で安全対策について話し合う場です。直接現場の安全管理に携わるものではないと思えます。「こんな危険があった」「安全施設を強化してほしい」のような現場の意見を集約して会社として安全対策を見直していく重要な役割を占め

ますので、事故が起きたときだけでなく、日頃からしっかり委員会を開催しましょう。

■災害防止協議会

複数の会社が近接して工事を行う際に、工程の調整や安全施設の統一など連絡調整を行う協議組織です。昔はどこでも設置されていましたが、近年は協議会を設けずそれぞれに工事を進めていることが多いと労働基準監督署から聞いたことがあります。同じ箇所でも複数の元請工事が稼働する場合は、発注者から統括安全衛生管理義務者を選任して連絡調整をさせますが、会社同士でも自主的に協議組織を設置しましょう。

■それぞれに理由がある

法令等で様々な役職や組織が定められており、難しい、面倒と思いますが、それぞれに理由があり定められています。労働安全衛生法が施行されてから確実に労働災害は減少してきています。安衛法は被災者の血と涙で作られていると言われた方もおります。まずは組織図の確認をしてみましょう。

統括安全管理体制の各役割

統括安全衛生責任者	混在作業による労働災害を防止するために必要な事項について統括管理する。
元方安全衛生管理者	労働災害を防止するために必要な事項のうちの技術的事項を管理する。
安全衛生責任者	統括安全衛生責任者に準ずる者との連絡及び連絡を受けた事項の関係者への連絡を行う。